



ご存知ですか？

児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童手当制度は、児童を養育している保護者に手当を支給し、家庭生活の安定と次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ることを目的としています。

《手当の支給を受けるためには手続きが必要です》

児童手当や就学前特例給付を受けるためには「認定請求」という手続きが必要です。

出生、転入などによって、横芝町で新たに児童手当や就学前特例給付の受給資格が発生したときは、保健福祉課で請求の手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 年金加入証明書（請求者がサラリーマン等の場合）
- 児童手当用所得証明書（平成15年1月1日現在で横芝町に住所がなかった方は、前住所地の市区町村長が発行する前々年分の所得証明書・6月分以降の手当については前年分）
- 印鑑
- 手当の振込先口座を確認できるもの（預金通帳等）



所得制限によって児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金保険加入者）については、所得が一定額以内であれば同額の特例給付を受けることができます。

●手当の額（月額）	●支給月
第一子 5,000円	第三子以降 10,000円
第二子 5,000円	支給月 10,000円
	原則として2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

児童手当・就学前特例給付の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
なし	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

※老人扶養親族がある場合は、一人につき6万円を加算する。

支給対象

3歳未満の児童を養育している方。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。（1月から5月までの手当は、前々年の所得が基準になります。）

支給要件は児童手当とほぼ同じです。
3歳までは「児童手当」、3歳以上小学校入学前までは「就学前特例給付」が支給されます。

※児童手当や就学前特例給付を受けている方は毎年6月中に「児童手当現況届」を提出する必要があります。届出を忘れると手当がストップされますので、必ず提出してください。

児童手当

就学前特例給付